

# 事業計画策定にあたって

## 第1章 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定

### 1 計画策定の概要

#### ■計画策定の趣旨

少子化に伴う核家族化の進展や共働き家庭の増加、地域とのつながりの希薄化など、時代の変遷とともに、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化し、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所などの待機児童が深刻な問題となっています。

このような子育て事情を背景に、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の教育・保育の質と量の確保、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されました。

新しい制度が始まるに当たり、全ての子どもや家庭を対象に、子どもの最善の利益が実現できる社会、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目的として、より実効性の高い子ども・子育て支援の実施に向けたまちづくりを推進するための計画づくりを目指すこととなりました。

以前より当町では、市町村を実施主体とした子育て支援の計画として、次世代育成支援行動計画（後期計画）について、「地域協働で支えあい、全ての子どもが、全ての親が、安心して安全な環境で育つまち」を基本理念とし、町民、関係機関・団体、行政などが協働で子どもの成長を総合的に支援する施策を推進してきましたが、この基本理念を継承しつつ、これまでの取組みを適切に評価し、関係分野との連携を深めながら、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間として、「上松町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。

この計画期間の終了を受けて、引き続き、取組を計画的に推進するため、これまでの子ども・子育て支援施策の取組を見直しつつ、新たに「第2期上松町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の性格

---

「第2期上松町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。

次世代育成支援対策推進法に定める「行動計画策定指針」に示される基本理念及び基本的事項等を踏まえ、「次世代育成支援行動計画」が果たしてきた子ども・子育て支援施策を含め、子どもの育ち・子育ての総合計画と位置づけて取り組んでいきます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法などの関連の法律、本町の総合計画やその他の関連計画、関連分野との調和を可能な限り図りながら取り組んでいきます。

## 3 計画策定の時期及び計画期間

---

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 ～
本計画						
次期計画					見直し	

## 4 計画の対象

---

青年期までを視野に入れ、生まれる前から乳幼児期・学童期・思春期を中心に、子ども・青少年とその家庭、地域住民とします。

また、施策の内容によっては、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応ができるよう努めます。

## 5 計画の策定体制

---

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「上松町子ども・子育て会議」により、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行います。

会議は、町における特定教育・保育施設の利用定員の設定や、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

また、上松町子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とすることや、住民の子育てニーズを把握することを目的として、子育て支援に関するニーズ調査アンケートの実施と、計画に関する気づきや意見を反映させるため、計画案のパブリックコメントを実施します。

